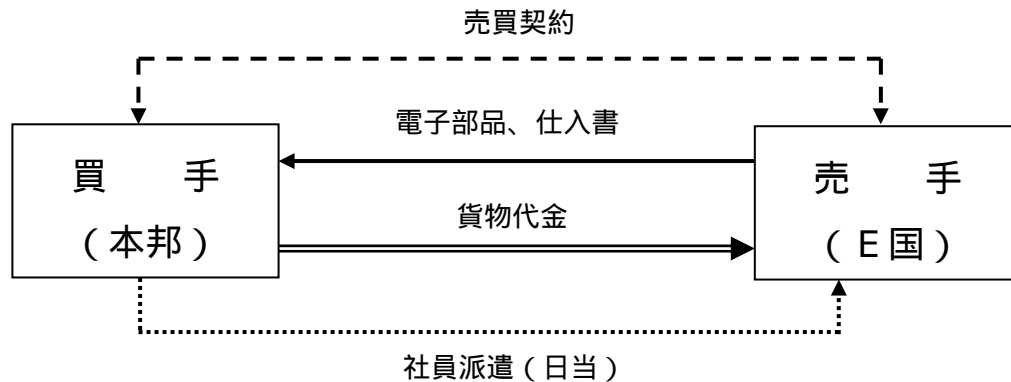


### 23. 本邦から派遣した社員（輸入貨物の生産に従事する者）に係る費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から電子部品を購入（輸入）します。

輸入貨物は売手の工場で生産されますが、売手との取決めで、当社はその輸入貨物の生産に従事する社員1名を売手の工場に派遣しました。

売手から当社へこの社員の渡航費及び滞在費が支払われますが、売手に支払う貨物代金（輸入貨物の仕入書価格）とは別に、当社はこの社員の日当（貨物の生産に係る労務の対価）を負担しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が負担する輸入貨物の生産に従事する社員の日当は、現実支払価格に含める必要がありますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が負担する輸入貨物の生産に従事する社員の日当は、輸入貨物につき、買手により売手のために支払われるものと認められますので、現実支払価格に含める必要があります。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が派遣した社員の渡航費及び滞在費については、売手から貴社へ支払われていますので、現実支払価格（輸入貨物の仕入書価格）に含まれているものと認められます。

しかしながら、日当（貨物の生産に係る労務の対価）は、貴社が負担していますので、現実支払価格に含まれているものとは認められません。

そして、貴社が派遣した社員は輸入貨物の生産（製造作業）に従事していることから、この日当は貴社が売手のために支払うもの（売手への間接支払）として、輸入貨物の現実支払価格に含める必要があります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の3(3)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)